

令和 8 年

第 1 回市議会定例会 議案第 2 7 号

函館市公告式条例等の一部を改正する条例の制定について
函館市公告式条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市公告式条例等の一部を改正する条例

(函館市公告式条例の一部改正)

第 1 条 函館市公告式条例（昭和 2 5 年函館市条例第 2 4 号）の一部を
次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「及び」を「および」に、「又は」を「または」に、
「おす」を「押す」に改め、同条第 2 項中「第 3 条」を「前条」に、
「又は」を「または」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、法令または条例に特別の定めがあるときは、この限りで
ない。

第 5 条中「及び第 4 条」を「および前条第 1 項」に、「第 4 条中「
市長」とあるは」を「同項中「市長名」とあるのは「当該機関または
当該機関の代表者名」と、「市長の公印」とあるのは」に、「又は」
を「または」に、「の代表者」を「の代表者の公印」に改め、同条に
次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、法令または条例に特別の定めがあると
きは、第 3 条の規定は、準用しない。

(函館市行政手続条例の一部改正)

第 2 条 函館市行政手続条例（平成 8 年函館市条例第 3 2 号）の一部を
次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項各号列記以外の部分中「名あて人」を「名宛人」に
改め、同条第 3 項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、
同項第 3 号および第 4 号に掲げる事項ならびに当該行政庁が同項各号

に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を市の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号および第4号に掲げる事項ならびに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を市の執行機関の規則および企業管理規程で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、または公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」および「同条第3項」の後ろに「および第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の後ろに「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項および」の後ろに「第4項ならびに」を加え、「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

（函館市税条例の一部改正）

第3条 函館市税条例（昭和25年函館市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第16条中「は、」の後ろに「公示事項（法第20条の2第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施

行規則（昭和29年総理府令第23号）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「による」を「第3条第1項に規定する掲示場に掲示し、または公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてするものとする」に改める。

第26条第4項中「（昭和29年総理府令第23号）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。ただし、第3条の規定は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条の規定による改正後の函館市行政手続条例第15条第3項および第4項（これらの規定を同条例または他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする通知について適用し、施行日前にした通知については、なお従前の例による。
- 3 第3条の規定による改正後の函館市税条例第16条の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（提案理由）

行政手続法の一部改正に準ずるとともに、地方税法の一部改正に伴い、聴聞の通知等に係る公示送達のデジタル化に対応することとするため